

命之
在城

李吉乃别命

阿信角竹甲
加都慢 又名
以田字之友乃也
以别表之

子加吉乃别命
子意乃别命
子唐子乃别命

子油子别命

以黑度秋之一子尔尔吉云

心尾
到来此方
此往伊
智
到来此方
智
到来此方
智
到来此方
智

此六随
等自国首姓

写真1 『円珍俗姓系図』部分 (吉川論文参照)

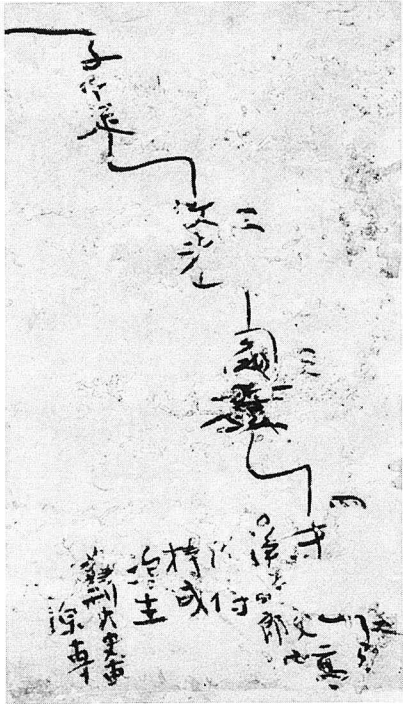


写真3 『円珍俗姓系図』部分
(吉川論文参照)

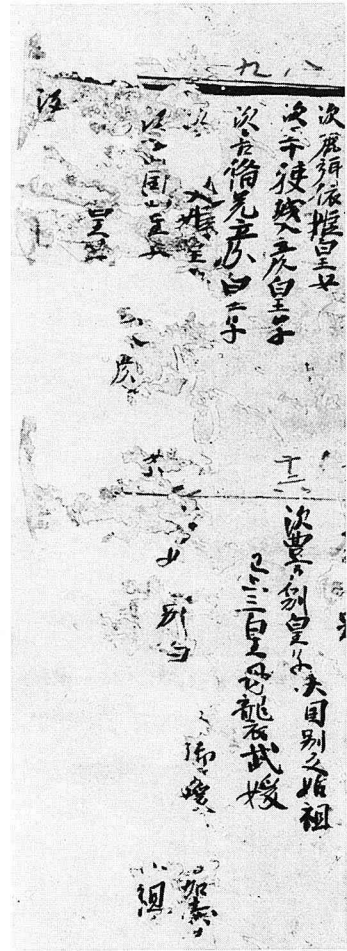


写真2 『円珍俗姓系図』部分
(吉川論文参照)

『和気系図』に示された系譜意識

吉川 敏子

はじめに

円珍が所持し、園城寺に伝えられてきた『円珍俗姓系図』（以下、『和気系図』と記す）は、その作成年代の古さと、伝来の確かさから、貴重な史料であり、これまで度々研究の対象とされてきた。比較的近い所では、佐伯有清氏の研究があり、義江明子氏は全釈文と写真を掲げて詳細な論考を示している。また、その後田中卓氏が、かつて実物を見した際の記録を用いながら釈読を行い、さらに園城寺編纂の『園城寺文書』第一巻には鮮明なモノクロ写真と釈文が収録された。④ただ、内容に関する論考としては、義江氏の研究以後、これを真正面から扱ったものは見られない。系図の様式や、記載の空間配置などに着眼した義江氏の研究には、啓発される所が多いが、その結論には異見があり、また釈読においても、従来の研究のものには修正を要する部分があると思うの

で、以下に卑見を述べたい。

猶、『和気系図』は容易に見えて史料ではないので、『園城寺文書』所載のモノクロ写真と、一九九〇年に開催された「智証大師一一〇〇年御遠忌記念 三井寺秘宝展」の図録に掲載されているカラー写真とを用いて検討・釈読を行った。写真版による釈読であるため、紙の破れ目など定かでない点もあるが、写真より看取できる墨痕や紙の色合いなどから、可能な限りの検討を試みた。紙数の制約もあり、全体写真を挙げることはしないが、それについては前掲注④⑤の書籍を参照されたい。本文中で用いている文は、便宜的に、注④の書籍より転載した図1のものを用いているが、図5・6ではそれに修正を加えている。本稿で掲載する部分写真は、巻頭に収録している。

① 佐伯有清「和気公氏の系図」(『古代氏族の系図』学生社、一九七五年)。「智証大師伝の研究」(吉川弘文館、一九九九年)に改訂を加え

収録するが、論旨は旧稿のままである。本稿では、特に断らない限り、佐伯氏の説はこれらによることとする。

② 義江明子「古代系譜の構造——『和氣系図』の分析を通じて——」
〔日本古代の氏の構造〕吉川弘文館、一九八六年。本稿では、特に断らない限り、義江氏の説は当該論文によることとする。

③ 田中卓「『和氣系図』の校訂」〔田中卓著作集2「日本国家の成立と諸氏族」〕国書刊行会、一九八六年。

④ 園城寺編「園城寺文書」第一卷（講談社、一九九八年）。

⑤ 『智証大師一一〇〇年御遠忌記念 三井寺秘宝展』（日本経済新聞社、一九九〇年）。

一章 貞観九年二月十六日「讃岐国司解」の概要

『和氣系図』について論じるに先立ち、まず貞観九年（八六七）二月十六日「讃岐国司解」について見ておきたい。これは、円珍を含む因支首氏が和氣公氏への改姓を許可されたことを受けて、改姓者の夾名を録したもので、改姓の実現に至る六十年余りの経緯が記されている。これには円珍たちが自分の氏族をどう理解していたかが示されており、彼らが作成して伝えていた系図を検討する上で、重要な史料である。

「此国解准太守告更不出之」

「改姓人夾名、勘録進上、許礼波奈世无尔加、官尔末之多末波无、

見太末不波可利止奈毛於毛不、抑刑大史乃多末比天、定以出賜、
以止与可良無、
有年申」

讃岐国司解 申言上改姓人事

合陸烟 並為和氣公

那珂郡參烟

因支首道麻呂男式人 道麻呂第一人

一男宅成

兒広雄（円珍。吉川注）

次福雄

兒綿子女

次広成女

次時成女

一男宅麻呂無兒

因支首宅主男式人 道麻呂弟

一男秋吉

兒秋主

二男秋繼（子二人省略）

因支首金布無兒

多度郡參烟

因支首國益男肆人 國益第一人

解の本文に登場する人物に破線を付した

一男末総

児高主（子一人省略）

二男総持（子・孫三人省略）

三男持成（子・孫六人省略）

四男浄生（子一人省略）

（以下、二烟十一人省略）

右、被_レ民部省去貞觀八年十一月四日符称、「太政官去十月廿七日符称、得_レ彼国解称、管那珂・多度郡司解状称、（秋主等解状称、謹案_二太政官去大同二年三月廿三日符_一称、右大臣宣

《奉_レ勅、〔諸氏雜姓、概多_レ錯謬。或宗異姓同、本源難_レ弁。或

嫌_レ賤仮貴、枝派無_レ別。此而不_レ正、豈称_二実録_一。撰定之後、何

更刊改。宜_レ檢_二故記、請_二改姓輩、限_二今年内、任令_二申畢_一》者、

諸国承知、依_レ宣行之者、国依_レ符旨、下_二知諸郡。爰祖父_一、国

益_レ・道麻呂等檢_二抛実録_一、進_二本系帳并請_二改姓_一状。復案_二旧跡_一、

依_二太政官延曆十八年十二月廿九日符旨_一、共_二伊豫別公等_一、具注_二

為_二同宗之由_一、即十九年七月十日進_二上之矣。而報符未_レ下、祖

耶已没。秋主等幸荷_二繼絶之恩_一、勅_二久悲_二素情之未_レ允。加以、

因支兩字、義理無_レ憑、別公本姓、亦涉_二忌諱。当今_一 聖明照臨、

昆虫畜_レ恩。望_二請_一、幸被_二言上_一、忍_二尾五世孫少初位上身之苗裔

在此部者、皆拋_二元祖所_一封郡名、賜_二和氣公姓_一、將貽_二榮于後

代_一者。郡司引_二檢旧記_一、所_レ申有_レ道。仍請_二国裁_一者。国司覆

審、所_レ陳不_レ虚。謹請_二官裁_一者。右大臣宣、「奉_レ勅、（依_レ

請_一者。省宜_二承知、依_レ宣行_一者。国宜_二承知、依_レ件行之_一

者、具録_二于預_二改姓之人等夾名_一、言上如_レ件。謹解。

貞觀九年二月十六日正六位上行大目秦忌寸〔安統〕

參議右衛門督正四位下兼行守

從五位下行左近衛將監兼權掾

藤原朝臣在京

藤原朝臣在京

皇太后宮大夫從四位上兼行權

從六位上行掾高階真人

守藤原朝臣在京

主殿頭從五位上兼行權介当麻 正六位上行權大目土師宿祿

真人在京

從五位下行介藤原朝臣〔有 正六位下行少目阿岐奈臣

年〕

解文の袖部にはこれが太政官に提出されなかつた旨と、讚岐介藤原有年の書き付けとがある。佐伯氏は有年の書き付けを、刑大史（左大史刑部造真鯨）の取り持ちにより「讚岐国司解」が円珍に与えられたことを記したものと説明している。傾聴すべき見解である。

さて、本解文に記された事の経緯は次の通りである。

・延暦十八年(七九九)十二月二十九日

太政官符が下される(『日本後紀』同日条より、天下に布告し本系帳を進めさせよとの内容であったことが分かる)。

・同 十九年(八〇〇) 七月十日

因支首・伊豫別公等が同宗の由を進上する(B)。

・大同 二年(八〇七) 三月二十三日

改姓を申請させる旨の太政官符が下される。続いて国から諸郡に下知される。

・(同年内カ)

祖父(宅主)・国益・道麻呂が本系帳と改姓を請う状を進上する(A)。

・(不明)

祖耶(父祖)が没する。

・(不明)

秋主等が、「忍尾五世孫少初位上身之苗裔」で那珂・多度郡にある者の和氣公改姓を申請する(C)。郡司・国司の審査を経て、国が太政官に解を進め官裁を請う。

・貞観 八年(八六六) 十月二十七日

許可と実施を命ずる太政官符が民部省に下される。

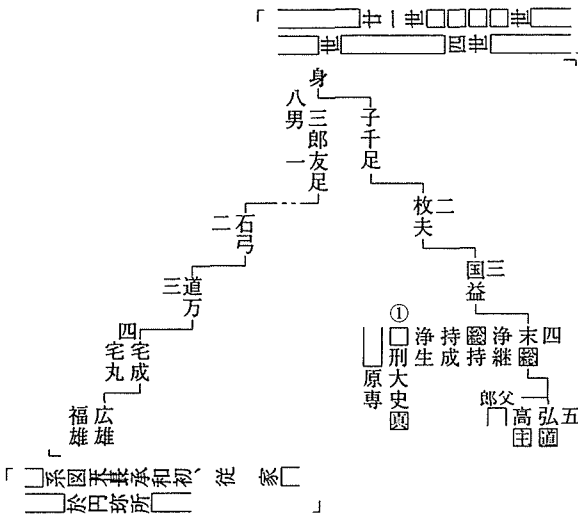
・同 十一月 四日

民部省符が讃岐国司に下される。

・同 九年(八六七) 二月 十六日

改姓者の夾名を録した「讃岐国司解」が作成される。

ここから知られる因支首氏の動きとしては、B延暦十八年官符を受けて同十九年に伊豫別公氏等と同宗の由を進上したこと、A大同二年官符を受けて秋主の祖父宅主・国益・道麻呂が改姓を申請したこと、C秋主等が和氣公への改姓を申請したことが確認でき、この秋主の要望が許可されることになる。猶、「和氣系図」では、因支首氏と伊豫別君氏の関係を、伊豫別君氏の忍尾(剛)君(図1の⑩)以下、○囲み数字は図1に示した箇所に対応することとする)とその子の間に付した「此人從伊豫國到來此土娶因支首長女生」此二人隨母負因支首姓」という注記で説明している。傍線B部で、同宗の由を注して進上したのは、伊豫別公等となっているが、ここでは秋主等の要求が別公に好字を用いた和氣公への改姓であることから、伊豫別公氏だけを挙げたものであろう。延暦十九年の進上では、これ以外の何氏かが同宗たることを主張したものと思われる。『和氣系図』に記された伊豫御村別君氏もその中に含まれると考えると良いであろう。



「系圖本其承和初、從家」
 繼向日代宮御宇景行天皇
 大足彦思代 (忍)

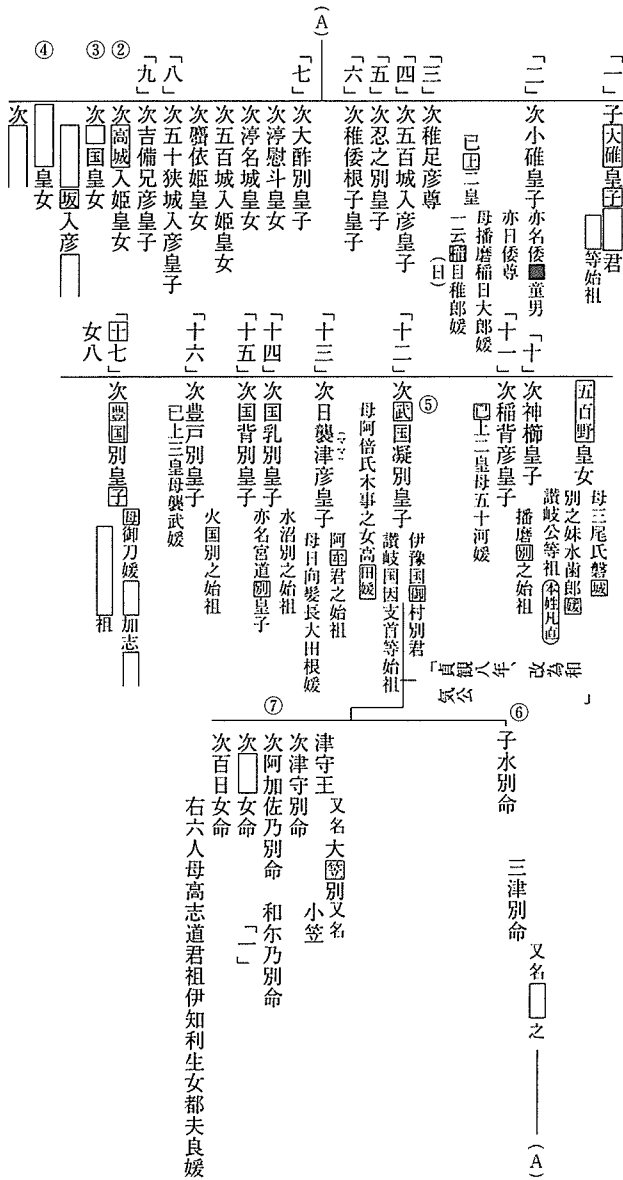
皇子合廿四柱 男十七 女七 (A)

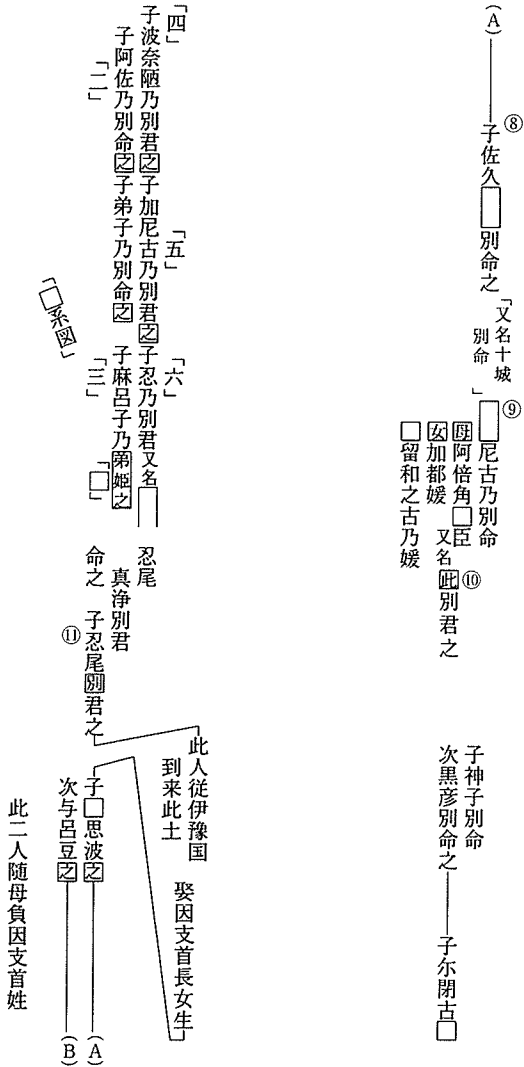
「伊豫國子為第十郎、與讚國朝臣解文合也」

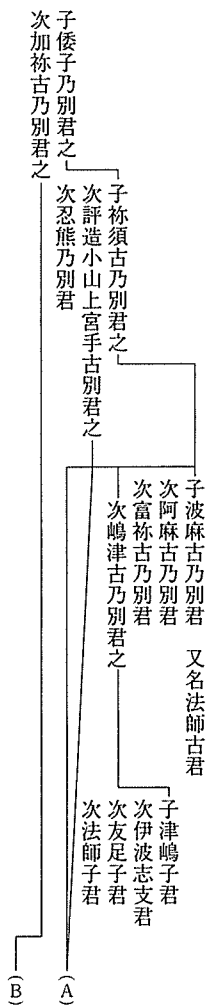
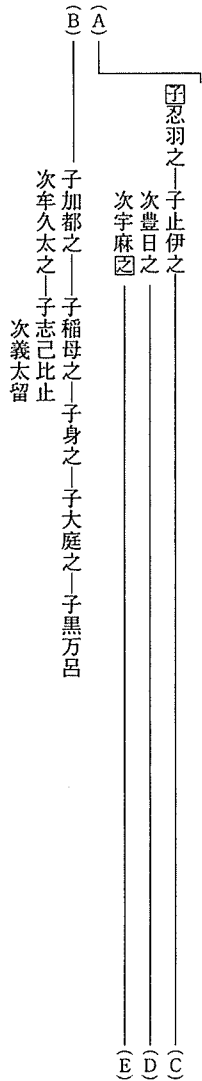
(註釋)
 伊豫別公系圖 武國王子為第七、此系圖
 以神禰王子為第九、
 天皇系圖、以神禰為第九、
 以武國別為第十一
 日本紀、以神禰為第十、以武國
 國王子為第十一

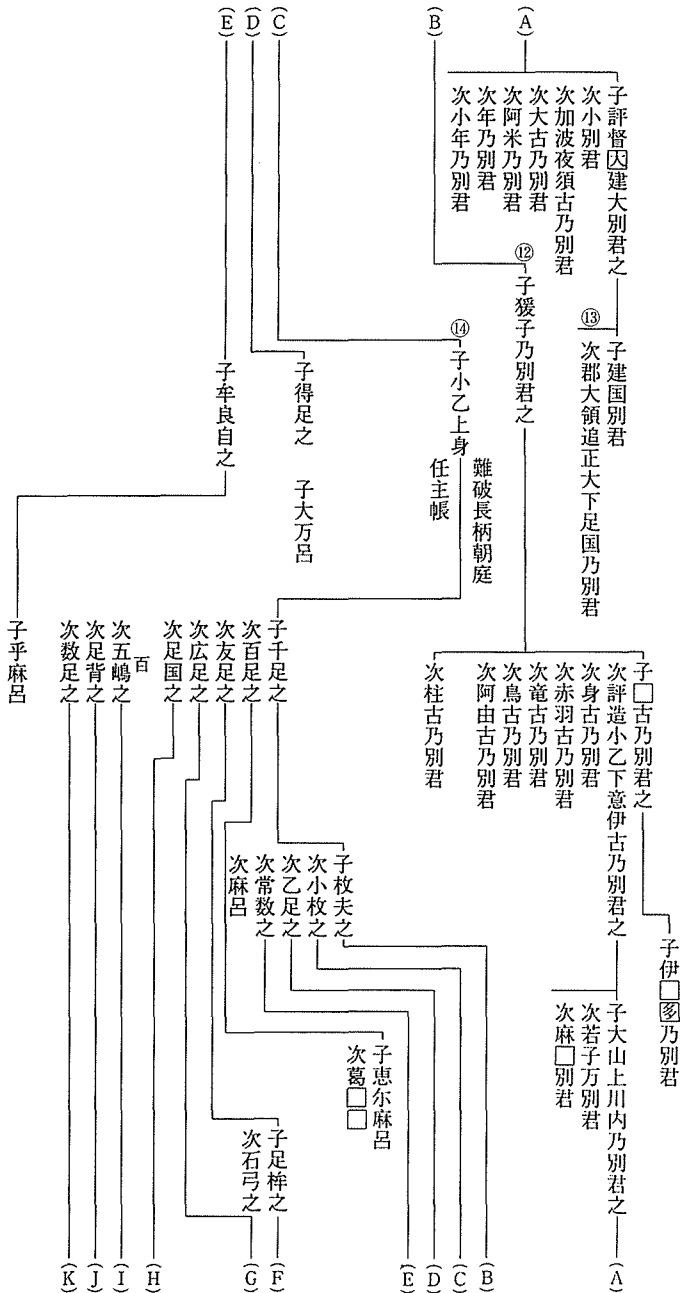
圖1 凹珍俗姓系圖 凹珍加筆 一卷七紙 縦一九・一×長三三四・〇cm 国宝

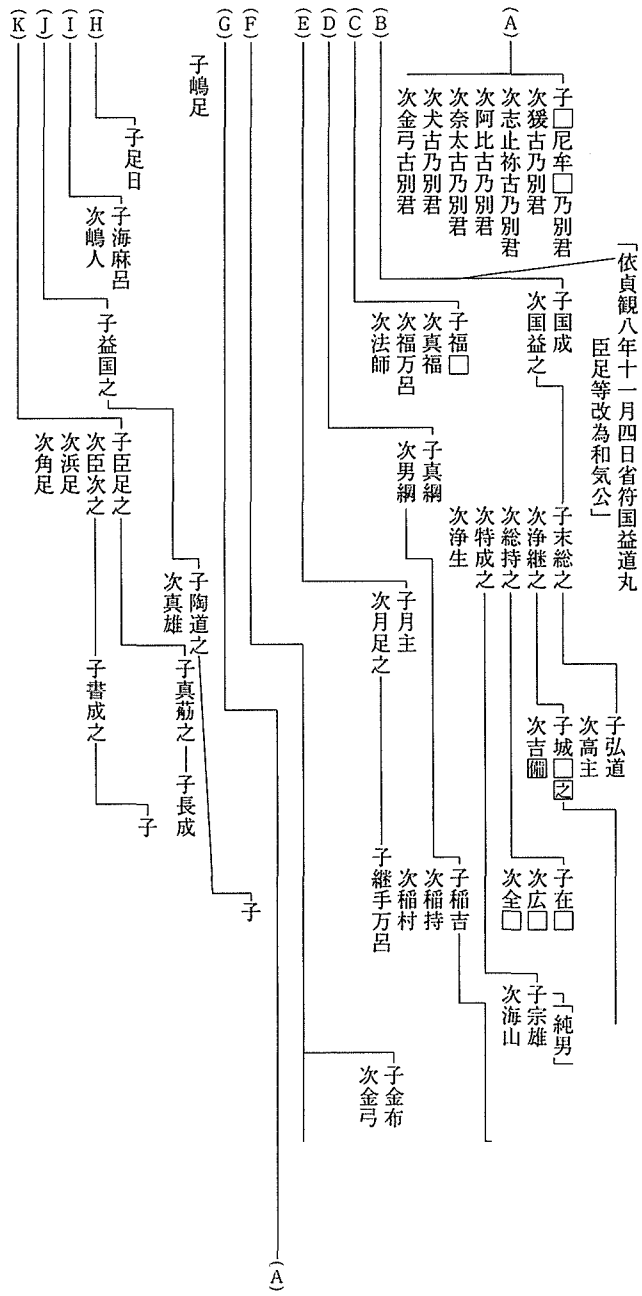
(園城寺編『園城寺文書』第一卷 より転載。丸囲み数字は吉川が追筆した)
 *系図の形態を保つため、推定文字は□内に示した。」「内は凹珍自筆部分。」

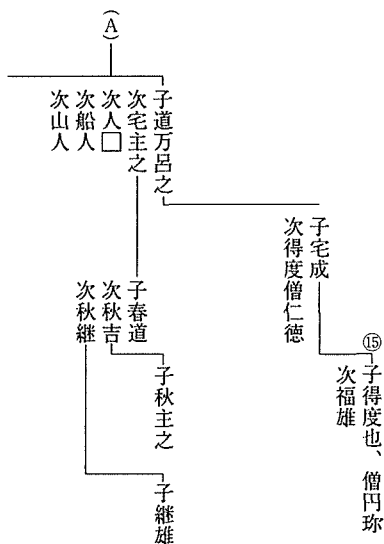












波線を付した「継絶之恩 勅」について、義江氏は勅により秋主が因支首氏の族長位の継承者であると認められたことを指すと述べているが、従えない。これは、姓の継・絶に関わる改姓についての大同二年の勅のことであり、その恩恵に預かれずに悲しんでいた秋主等は、勅の発令から六十年を経て、ようやく改姓の実現を見たのである。ここに至って改姓の悲願が叶えられた事情については、第三章三節であらためて考察する。

本章では、「讃岐国司解」の内容について右のような経緯が記されており、因支首氏が伊豫別公氏等と同祖であると主張していること、貞観の改姓申請は、那珂・多度郡を本貫とする「忍尾五

世孫少初位上身之苗裔」を対象とすることなどを確認した。

- ① はじめに注④書籍に全文の写真と釈文が掲載されている。
- ② 天平宝字三年十月辛丑に、天下諸姓の君字を公字に改変されており（『続日本記』）、伊豫別公氏もこれを機に伊豫別君から改姓されたと推測される。

二章 『和氣系図』の釈読と読解

『和氣系図』には、第一紙の身を初めとする「略系図」と、第二紙以下の景行天皇を初めとする「本系図」との二つの系図が記されている。本章では、「本系図」の中で、釈読や記載内容に問題があると思われる箇所について検討し、史料の復元を試みる。

まず「本系図」部分を概観しておく。冒頭には景行天皇とその皇子女が記されており、これは従来の釈文が第六皇女を「 国皇女」としていることを除けば、概ね『日本書紀』の所伝に基づいている（表1参照）。次いで、その第十二皇子武国凝別皇子（⑤）の子女と、その中の水別命（⑥）と阿加佐乃別命（⑦）から続く二系統の系図が記される。水別命系はある時期まで途絶え、それは八世紀初期であることが、その最終世代に近い郡大領追正天下足国乃別君（⑬）の肩書きから読みとれる。もう一方の阿加佐乃別命系は、円珍（⑮）まで書き継がれている。義江氏が指摘す

表1 『日本書紀』記載の景行天皇皇子女

皇子女名	母	後裔氏族
大碓皇子	播磨稻日大郎姫(一云稲日稚郎姫)	身毛津君・守君
小碓皇子	同	
稚足彦天皇	(八坂入彦皇子之女)八坂入媛	
五百城入彦皇子	同	
忍之別皇子	同	
稚後根子皇子	同	
大群別皇子	同	
淳坂斗皇女	同	
淳名城皇女	同	
五百城入姫皇女	同	
摩依姫皇女	同	
五十狭城入彦皇子	同	
吉備兄彦皇子	同	
高城入姫皇女	同	
弟姫皇女	同	
五百野皇女	(三尾氏磐城別之妹)水鹵郎媛	讃岐国造
神櫛皇子	五十河媛	播磨別
稲背入彦皇子	同	伊予国御村別
武国凝別皇子	(阿倍氏木事之女)高田媛	阿牟君
日向襲津彦皇子	日向髪長大田根(媛脱力)	水沼別
国乳別皇子	襲武媛	同
国智別皇子	同	同
(一云宮道別皇子)	同	同
豊戸別皇子	同	火国別
豊国別皇子	御刀媛	日向国造

(出典は景行二年三月戊辰・四年二月甲子・十三年五月条。)

るように、『和氣系図』には何段階かの作成段階があると考えられるが、水別命系が途切れる八世紀初期にも、一つの区切れ目があったと思われる。以下、個別の問題について考察する。

1 二行書き部分の破損について

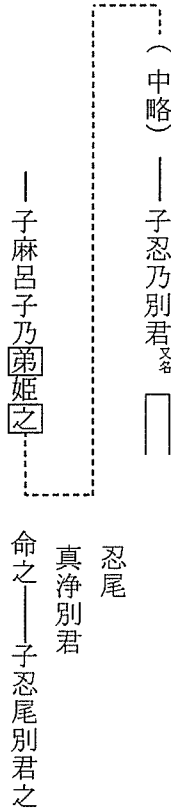
『和氣系図』は破損部分が少なく、裏打ち時に若干のずれや紙片の貼付場所の錯誤が生じている可能性がある。その一つが、阿加佐乃別命系の阿佐乃別命から忍乃別君までの、「之子」で続ける二行書き部分の下端近くにあると考える(写真1)。義江氏は、ここを図2のように釈読し、「真淨別君命」という人物が忍尾別君の父であり、ここに「別君命」という特殊な称号が現れるとする。また、系線を書き込んだ田中氏の釈文では、図3のように釈読して、やはり「命之」をその上部の記載と切り離して理解している。しかし私は、この部分には裏打ち時のずれがあると考えている。

両氏の釈文でも文字の判読ができていない所があるように、「命之」のすぐ上の部分には紙の破損があるが、破損部分の上では文字列が右下方にぶれているのが見て取れる。このぶれを裏打ち時に生じたものとして修正すると、破損部の上と下では二行がつながることになる。また、この破損部は系図を横断する形で広

図2 義江氏による二行書き部分下端付近の釈文



図3 田中氏による二行書き部分下端付近の釈文



がつており、系図はここで上下に分断されているようである。しかも、「忍乃別君又名」の下の未読の文字の部分と、「麻呂子乃」の下の「弟姫」及びその左横の墨痕の部分とは各々孤立した紙片で、他所から誤って混入した可能性がある。この紙片の残画と、紙の茶色がかった色合いを勘案すると、これは本来、景行天皇皇子女のうち、「次高城入姫皇女」(②)と「次国皇女」(③)及びその左方(④)の三行にかかるとはなかったかと考えられる(写真2)。景行皇子女の記載内容は『日本書紀』に基づくようであるが、その『日本書紀』によると、景行皇子女には高城入姫皇女と弟姫皇女がある(表1)。「古事記」にも高城入姫・弟姫

がある。そのように考えて見てみると、これらの紙片の墨痕は「高城」「弟姫」の残画であるように読めるのである。「高城」の方は紙片の破れ目が写真からでは判読できないので、墨痕を頼りに直前の「又名」までを現状の位置に留め、二文字分の残画を混入と見なした。「高城」には、接合にやや不整合が見られるが、「弟姫」の方は、紙片下方と左下方の残画が二つの「皇」の字にびたりと接合する(図4)。「和気系図」においては「ヒメ」を表す際の「姫」の用字が景行の皇女に限られていることから、これらの断片が当該部にあつた蓋然性は高いと思う。その際、「 国皇女」の「 国」が余分となるが、これも実は孤立した小片で

あり、他所より混入したと見ることができよう。或いは末子の「豊国別皇子」の「豊国」に該当するかも知れない（写真2）。

また、弟姫皇女の左方は損傷が激しいが、他の皇子女の母親の記載と『日本書紀』との対比により、ここには本来、「已上十三皇母八坂入彦皇子之女八坂入媛」とあったと推測される。紙片の貼付位置がずれていて読み取りにくいのが、写真2の下段横線の上部分に見える二文字は「八坂入彦皇子之女、八坂入媛」の「女八」に該当し、従来「次」と釈読されてきた上段最終行冒頭の文字は、「坂」と改めるべきであると考え（図5）。人名の途中での改

図4 高城入姫皇女と弟姫皇女の復元



行は不体裁であるが、「女八」まで書き続けたところで下段部の横線にぶつかりそうになり、やむを得ず改行したものであろう。

さて、このような錯簡があったと考えて系図を復元すると、二行書き部分の積文は、図6のようになり、「命之」は右の行の冒頭部分「子波奈陋乃別君」に続いていくことになる。忍乃別君の又の名は「忍尾真浄别君」か、「忍尾」「真浄别君」の二つであったかのいずれかであろう。そうすると、ここには「別君命」という特別な称号は存在せず、敬称は別命から別君へと、単純に変化していったことになる。

2 「別君之」の所在

さて、前節で考察した二行書き下端部分の破損は、系図を横断しているようであるが、次に考えたいのが、この右方の水別命系にかかる部分である。写真版では破れ目は判然としないが、文字の欠損の具合から、「 尼古乃别命」(9)及びその母に関する注記と見られる記載の下端にかかる形で、系図は分断されているようである（写真1）。この分断部分直下にある「 此別君之」

(10)の意味が、これまた問題とされてきたところであり、いずれの説も、位置をここに留めて釈読している。佐伯氏はこれを「 此別君之」と読んで「 此別君の祖」という文の断片とした。義

図5 景行天皇皇子女上段左端部の復元後の釈文

次高城入姫皇女
 次弟姫皇女
 皇母 坂入彦 女八
 坂

江氏も同様の理解を示した上で、この下には○○乃別命から○○乃別君へと推移する何世代分かの記載が省略されているとした。田中氏は「別君之」と釈読して、その一字目を読んでいない。

図6 二行書き部分周辺の復元後の釈文

・紙の欠損により残画が確認できなくとも、本来文字があったことを推測できる部分には□を補っている。
 ・破線は便宜的に吉川が補った。また、従来の釈文と大きく異なる部分をゴチックで示した。

子水別命 三津別命 又名 之 — 子佐久 別命之 又名 十城 尼古乃別命 子神子別命
 又名 大笠別 小笠 子波奈陋乃別君 子加尼古乃別君 子忍乃別君 又名 忍尾 次黒彦別 之 — 子尔間古 乃別君之
 阿倍角 臣 加都媛 又名 留和之古乃媛

津守王 又名 大笠別
 次津守別命 又名 小笠
 次阿加佐乃別命 和尔乃別命
 次 日女命 和尔乃別命
 次百日女命 子阿佐乃別命 子弟子乃別命 子麻呂子乃別命之 子忍尾 君之
 子 思波 次与呂豆

右六人母高志道君祖伊知利生女都夫良媛

系図

此人從伊豫國 到來此土 娶因支首長女生 此二人隨母負因支首姓

図7 水別命系と阿加佐乃別命系の別命から別君への移行

水別命 — 三津別命 — 佐久□別命 — □尼古乃別命 — 黒彦別命 — 尔閑古□乃別君
阿加佐乃別命 — 和尔乃別命 — 阿佐乃別命 — 弟子乃別命 — 麻呂子乃別命 — 波奈陋乃別君

ここで考えたいのは、この四文字は本来ここにあったのかということである。その上部が直前部分と分断されているらしいことは前述したが、下方部分についても、紙の色合いから見ても破損があったようである^②。このことより、この四文字は他所にあったものが誤って貼付された可能性があると考える。そして、その本来の位置は、二世代後の「子尔閑古□」の下ではなかったかと憶測する。「子尔閑古□」と「別君之」の部分では紙の色合いも近い。また、この四文字の第一字目は「乃」の歪んだ形に見え、ここは本来「子尔閑古□乃別君之」であったとの考えに至る。この復元が正しければ、「□尼古乃別命」の下に世代の省略などを想定する必要はなく、図7のように、この水別命系でも阿加佐乃別命系と近い時期に別命から別君への単純な敬称の変化があったということになる。

何分、写真版からの釈読であるため、断定的なことは言えないのであるが、現段階で行い得る釈読の可能性を提示しておき、正

確なことは、いずれあらためて原本の調査が行われ、報告書を目にできる日を期したい。

3 「小乙上」身についての検討

ここで問題としたいのは、「讃岐国司解」にも記され、因支首氏の中で重要な位置を占める身に関する記載である。「和気系図」では「小乙上身」と記し、その下に割書の形で「難破長柄朝廷任主帳」の注記がなされている⁽¹⁴⁾。一方、「讃岐国司解」では身は「少初位上」となっているが、佐伯・義江両氏は「和気系図」の記載を採用している。さらに義江氏は、横並びに記されている身と猿子乃別君⁽¹²⁾が時代を同じくすることを前提として、「和気系図」の空間的配置について論じている。その後、松原弘宣氏が「少初位上」を採るべきであると論じたが、両氏は「小乙上」を重視する立場を崩していない⁽¹⁴⁾。しかし、身が孝徳朝の人物である可能性は低い。官に改姓申請をするための正式な文書で、

秋主らが系譜上重要な祖先の生存時期や極位を誤ることは、まず無いであろうし、実在が確実な子孫からの世代数を考慮しても、彼は孝徳朝（六四五―六五四）の官人とは考えにくい。三世代後の宅主・国益・道麻呂が大同一二年（八〇七）に改姓を申請しており、道麻呂の長男の第一子である円珍が弘仁五年（八一四）年生まれであることから見て、身は八世紀前―中期に極位の「少初位上」にあったと見る方が自然である。

『和氣系図』にかような注記がなされた事情については、次のような想定が可能であろう。それは、本来、「小乙上」「難破長柄朝庭任主帳」の注記は、すぐ横の猿子乃別君に付されたものであったが、系図の作成・書写のいずれかの段階で誤って身に付されたしまったというものである。猿子乃別君は、その従兄弟や自身の子に評造があり、時代から見て孝徳朝の人物と見て差し支えない。しかも、近親者に評造を出していることから、彼もまた評の主帳であったと見ることに不自然はない。また、この想定が正しければ、当系図の身と猿子乃別君の記載の位置関係は、その原資料となった系図においても、同様であったということになる。憶測の域を出ないが、このように考えておきたい。

ここであらためて身の時代までの系図を概観する。景行以下の数世代には人物の実在性を含めて、その正確さに絶対的な信用を

おくことはできない。二つの人名が同一人の別名か父子の名か判然としない箇所があるし、古い伝承について書写を重ねる過程で錯簡が生じている可能性もある。^⑤しかも人間の寿命や子を得る年齢には個人差があるため、水別命系と阿加佐乃別命系の間の世代数と生存時期との関係がきつちりと合致することは望めない。ただ、大まかに見て、水別命より九世代目に位置する足国乃別君^⑬の極官極位が郡大領追正天下で、八世紀初頭まで生存した人物であるらしいことと、阿加佐乃別命から十二代目に記される身が、それより下る八世紀前―中期頃まで生存していたと見られることは、想定しうる如上の事情なども勘案すると、大きな破綻を来すものでは無からう。

① 和尔乃別命が阿加佐乃別命^⑦の子であることは、確実ではない。和尔乃別命が津守王の又の名の一つと読めないこともないからである。ただ、紙の欠損もあり、判断がつかないため、本稿では便宜的に二行書き部分を阿加佐乃別命系としておく。

② 大倉奈馬「上代史の研究 伊豫路のふみ賀良」（大倉奈馬翁遺稿刊行会、一九五六年）、付録の「和氣系図」でも、当該部に「此ノ間原本用紙一部脱落セルモノ如シ」との指摘をしている。

③ 松原弘宣「古代の地方豪族」第二章第三節（吉川弘文館、一九八八年）。

④ 佐伯有清、はじめに注①の改訂後の論文。義江明子「和氣系図―異質部の「聚生」」（『日本古代系譜様式論』吉川弘文館、二〇〇〇年）。水別命^⑥と三津別命は、父子か同一人の又の名か判然としない。

また、忍尾或いは忍尾真淨別君という又の名を持つ忍乃別君と忍尾別君(⑩)、続く□思波と忍羽など、名前の表記の相似から、同一人の重出の可能性もあろう。

三章 『和氣系図』に見られる系譜意識

前章では、「本系図」の釈読と記載内容について考察し、水別命系と阿加佐乃別命系の両方で、近い時期に命から君への敬称の移行があったことや、「小乙上身」が実は八世紀前〜中期に晩年を迎えた人物であったことなどを指摘した。本章では、「本系図」の構成に関して、さらなる検討を行い、そこに見られる系譜意識を考えたい。

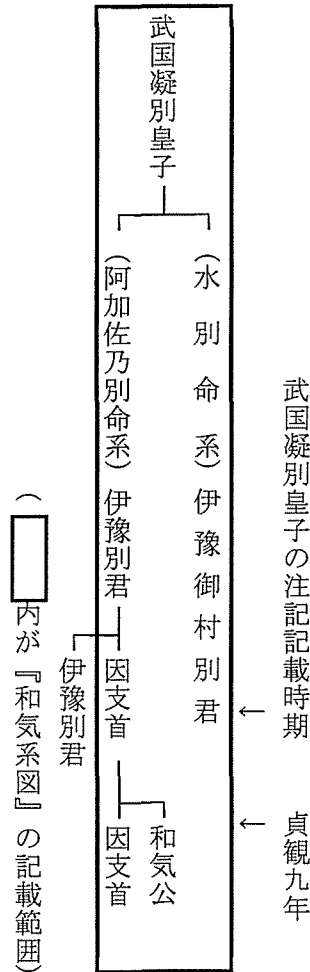
1 『日本書紀』との始祖伝承のずれ

まず、『日本書紀』と『和氣系図』との始祖伝承のずれについて考える。『日本書紀』では、景行の子武国凝別皇子を伊豫国御村別の始祖とし、日本武尊の子十城別王を伊豫別君の始祖としている。^⑪ また、前掲「讃岐国司解」では伊豫別公と因支首を同宗としている。『和氣系図』では、武国凝別皇子(⑤)を伊豫国御村別と讃岐国因支首等の始祖としており、因支首を十城別王の後裔とはせず、伊豫別君については特に記載していない。この点につ

いて、佐伯・義江両氏は、佐久□別命(⑧)に「又名十城別命」の記載があることから、次のように論じた。まず佐伯氏は、もともと同一氏族であった伊豫別君氏と伊豫御村別君氏とは十城別王を始祖として伝えていたが、後世に十城別王を日本武尊の子とする系譜と、武国凝別皇子の孫とする系譜の異伝が生じたのではないかとする。義江氏は、始祖を異とし、同族ではあっても同一氏族ではない両者の系譜伝承が、「十城別王」を介して統合され、武国凝別皇子を始祖とする伊豫別君が成立したとする。そして、『和氣系図』中の水別命系の系図は伊豫別君氏と伊豫御村別君氏の系譜とを接合したものと説く。

両説に対して、私はそれ以外の考え方も不可能ではないと考える。例えば、十城別王と十城別命とが同一人を指すということは自明ではないので、これらを別人と見なして、伊豫別君氏には日本武尊の子の十城別王を始祖とする氏と、武国凝別皇子を始祖とする異宗同姓のものがあつた可能性を想定するのである。古代において異宗同姓は珍しいことではない。例えば、『新撰姓氏録』に類例を求めると、右京皇別下には日本武尊の後とする別公があり、山城国皇別には開化天皇皇子彦坐命の後とする別公があるなどの例がある。この場合、日本武尊系の伊豫別君氏は『和氣系図』には現れていないことになる。

図8 『和氣系図』の構成



さらに、始祖という点に関しては、『和氣系図』の武国凝別皇子の注記に伊豫国御村別と讃岐国因支首等の始祖とのみあって、伊豫別君のことが記されていないことの意味も考えなければならぬ。これは、この注記が記された時点での系図所載の当事者が、伊豫御村別君氏と、(伊豫別君氏から分かれた) 因支首氏のみであったことを示していると考えられる。そして、『和氣系図』を構成する水別命系と阿加佐乃別命系の二つの系譜は、それぞれ伊豫御村別君氏と、(伊豫別君氏から分かれた) 因支首氏のものであったと理解されるのである。さらに、貞観年間には、因支首氏の一部が和氣公氏に改姓されている。その構造を图示すると図8のようになる。伊豫御村別君氏が『日本書紀』選進の八世紀前期

に存続していたことは確実であろうし、同時代までに収まる水別命系の系図が同氏のものであることを否定する要因は何もない。義江氏が指摘するように、『和氣系図』にはいくつかの作成段階があり、水別命系が途切れる八世紀初頭にも一つの区切りがあると考えられる。そして、この時期までの系図を見ると、武国凝別皇子は確かに伊豫御村別君と(伊豫別君氏から分かれた) 因支首の両氏の始祖であり、数世代前から記載が無くなっている伊豫別公氏の始祖とは記されていないことも、怪しむに足りなくなる。「讃岐国司解」では因支首氏が自分たちを伊豫別公氏と同宗と主張していることが記されているが、前述したように、『和氣系図』ではそのことは忍尾別君(⑩)が伊豫別君氏の出身であり、

その子の□思波と与呂豆が母姓に従ったことで十分に説明されている。因支首氏の系図と併記されている水別命系の系図は、同氏が伊豫別君氏との同祖関係を主張するために必要なものではないのである。伊豫別君氏に始祖を異とする二つの系統があつたということは、証明できることではないが、『日本書紀』「讃岐国司解」『和氣系図』の記載内容の整合性を重視し、以上のように推測した。

2 二行書き部分の内容について

——稲荷山鉄剣銘との対比より——

次に、阿加佐乃別命系の二行書き部分の意味について考えてみたい。この部分の様式については、義江氏が稲荷山古墳出土鉄剣の銘文と類似し、古い様式を残していることを指摘している。さらに義江氏は同鉄剣銘の内容を、族長位の継承を記すが父子関係を示すものではないとする。^②その解釈は、『和氣系図』の当該部分の理解にも大きく関わると思われるので、ここで鉄剣銘についての私見を述べたい。まずその釈文を掲げておく。

辛亥年七月中記 乎獲居臣。上祖、名意富比埜、其兒多加利^(四七)

足尼、其兒名弓己加利獲居、其兒名多加披次獲居、其兒名多沙鬼獲居、其兒名半弓比、其兒名加差披余、其兒名乎獲居臣、

世々為「杖刀人首」奉事来至^レ今。獲加多支齒大王寺在^レ斯鬼宮時、吾^レ左^レ治天下。令^レ作^レ此百練利刀、記^レ吾奉事根原也。

ここでまず考えたいのは、「世々」の意味である。義江氏はこれを「上祖オホヒコ以来世々杖刀人の首として仕えてきた」と解した。しかし、ここは乎獲居が数代の大王に仕えてきて今に至ると読むべきものではなからうか。時代は下るが、一人の人物が数代の天皇に仕えたことを記す際に同様の表現が見られる。例えば、『続日本紀』慶雲四年（七〇七）四月壬午条には「汝藤原朝臣乃仕奉状者今乃未尔不在。掛母畏支天皇御、世御、世仕奉而、今母又朕御止為而、以明浄心而朕乎助奉仕奉事乃」とある。これは不比等が天武・持統朝と仕え、今また文武に仕えていることを指している。主語が代々の藤原氏ではなく不比等個人であることは、これに続けて「又難波大宮御宇掛母畏支天皇命乃汝父藤原大臣乃仕奉賈流状乎婆」と鎌足について言及していることから明らかである。また天平勝宝元年（七四九）四月甲午条に「^(三) 大養橋夫人乃天皇御、世重、明浄心以^レ仕奉利」、宝龜八年（七七七）五月戊寅条の飯高諸高薨伝に「歴仕四代」とあるのも、表現は異なるが同じ意味のことである。

義江氏も指摘するように、当時、族長位が八世代にもわたり直系継承されていた可能性は低い、そのことが稲荷山鉄剣銘文の

系譜の父子関係を否定するものではない。彼ら八代を族長と見なしさえしなければ、これが父子関係であることは何ら怪しむべき事柄ではない。同銘文における乎継居の主張は、自分の上祖が意富比埴であること、自分が数代の大王に仕えて今に至ること、獲加多支鹵大王の時代に天下を左治したことなのである。末尾の「奉事根原」も、代々の地位継承を根拠とするのではなく、意富比埴を祖とする血統と、数代の大王に仕えてきた自らの実績を根拠とするものと見るべきものであろう。

さて、稲荷山鉄剣銘の系譜記載が血統を示すものであったとの私見が認められるならば、『和氣系図』の二行書き部分も、同様に血統を示すものと見ることができよう。そして、諸氏が「姫」と釈読する部分にも、実は錯簡があったことから、『和氣系図』では景行天皇皇女と武国凝別皇子の女子、及び数箇所の母親の記載を除けば、女性は全く排除されていることになり、それは純粹な父系系図と理解できることになるのである。

猶、『和氣系図』の「本系図」部分は、景行天皇皇女と武国凝別皇子の女子の記載を除けば、全体として複数の男子を記す末広がり血統図のスタイルを採っているが、その中で、二行書き部分は特異である。そのような系譜が書かれた理由は、次のように考えられよう。前節で述べたように、『和氣系図』は伊豫御村別

君氏と忍尾別君の子から続く因支首氏の系図として作成されている。そのため、両氏の系図には詳細さを要するが、伊豫別君氏に關しては、忍尾別君が武国凝別皇子の血を引くことを示す一系統だけ記せば良かったのである、と。

3 冒頭略系図作成の意図

『和氣系図』には、系図の本体部分とは別に、冒頭の第一紙に円珍の手によるとされる「略系図」が記されている。本節ではその作成意図について考えたい。

「略系図」は、身を始点としてその長男千足から五世代目の弘道・高主までの系統と、三男友足から同じく五世代目の広雄・福珍までの系統を抜粋したものである。この中の広雄が他ならぬ円珍であり、「略系図」が彼自身に關わる関心から作成されたことは間違いないが、それでは彼は一体誰と自分との関係を示そうとしたのであろうか。ここで着目したいのが、「略系図」中の「刑大史」の記載である（①。写真3）。

佐伯氏が指摘するように、これは刑部眞鯨が国益の娘と結婚するなどして、姻戚を結んでいたことを示すものと見て良いであろう。その具体的な関係については紙の破損により知り得ないが、姻戚関係を想定しなければ、かような位置に彼の名が記される理

由は考えにくい。そして、刑部真鯨との姻戚関係を示すという、この点にこそ、「略系図」作成の目的があったのではないだろうか。佐伯氏の指摘のように、円珍は同郷出身の真鯨と親密な関係にあり、『和氣系図』に円珍が書き入れた参照資料の「讃岐朝臣解文」の内容や、前掲「讃岐国司解」についての情報は、真鯨から提供されたと考えられる。とすれば、この系図の作成に関わる最も重要な人物の一人が真鯨であったということができ、その真鯨と自身との関係を示そうとしたのがこの「略系図」だったのではなからうか。その際、真鯨が姻戚関係を結んだのは、同じ因支首氏でも、血縁の薄い千足系であったため、彼との関係を示すためには遙か遠く身にまで遡って系図を作成する必要があったものと考ええる。

さらに穿った見方をすれば、大同年間に叶わなかった改姓の悲願が六十年を経て叶えられた背景には、同氏から円珍という逸材が出たことに加えて、彼に好意的な左大史真鯨の後押しが影響しているということもできるのではなからうか。当時、讃岐の一方から都に出て官僚となり、エリートとしての道を進んだ真鯨と、仏教界で活躍した円珍とは、郷里の誇る傑出した人材であった。両人の同郷出身者としての意識がとて強いのであったことは、想像に難くない。そのことを思えば、真鯨が円珍に肩入れしたこ

とも、円珍が両者の関係を何らかの形で系図に書き表そうとしたことも、自ずと了解できるであろう。

円珍が「略系図」で表そうとしたのは、自身と真鯨との関係であり、弘道・高主については、たまたま自身と同じ世代に筆が及んだだけではなからうか。このように、「略系図」の作成意図は、「本系図」部分の作成目的とは切り離して考えるべきものであると考える。

- ① 『日本書紀』景行四年二月甲子条、同五十一年八月壬子条。
- ② 義江明子「古系譜の『児』(子)をめぐる——共同体論と出自論の接点——」(『日本歴史』四八四、一九八八年)。二章注④「日本古代系譜様式論」所収。
- ③ はじめに注①論文に、円珍自筆との指摘がある。

おわりに

本稿では、従来行われてきた『和氣系図』の釈読を修正し、新たな解釈を試みた。その論証の過程で、稲荷山鉄剣銘の系譜にも言及し、結果として、『和氣系図』が純粹な父系系図であるとの見解を示した。史料の制約により、推測に渉る部分も少なくないが、如何にして史料を単純に、且つそれらの記載内容を損なうことなく理解するかという方針の下で、可能な限りの考察を行ったつもりである。貴重な『和氣系図』の研究に一石を投じることが

出来ればと願う次第である。

〔追記〕 末尾となりましたが、本稿発表にあたり、『和気系図』

のモノクロ写真を製版のために貸与して下さい、『園城寺文書』からの積文の転載を快諾して下さいました園城寺に心より感謝致します。

（東海大学文学部助教授

particularly the perspective on Asia, including Taiwan. The reason for this approach is that the author attaches great importance to a series of policy papers on Taiwan termed National Security Council Policy 37, which is inseparable from the formation of the comprehensive Asia program that began to evolve after the spring of 1949. It is subsequently shown that the stance of indulging moderate nationalism played a significant role in determining the significance of Taiwan at the end of 1949.

This reevaluation of policy on Taiwan sheds new light on the State Department's understanding of nationalism and further clarifies Acheson's policy on Asia, which was built on this understanding. Previous studies have generally evaluated these points negatively, but the reappraisal presented in this essay should serve as impetus for revision of the commonly held view.

The Genealogical Consciousness Reflected in the "Wake Keizu"

by

YOSHIKAWA Toshiko

Dubious of previous interpretations of the "Enchinzokusei keizu," a genealogical chart (referred to in this article as the "Wake Keizu"), possessed by Onjoji Temple, I have attempted my own interpretation. As a result, I have been able to indicate that within the extant "Wake Keizu," there are mistakes that were made when the chart was first bound as well as scribal errors made when it was first created. Having made corrections to existing interpretations, I proceeded to examine the genealogical consciousness reflected in the "Wake Keizu". Due to the fact the style of one section of entries in the "Wake Keizu" bears a strong resemblance to the 'Inariyama Tekkenmei' sword inscription, I also examined sword inscriptions and found that both the inscriptions and the "Wake Keizu" display patriarchal lineages. This demonstrates that an awareness of patriarchal lineage can be traced back to prior to the latter term of the 5th century, when the swords were inscribed.